

○勝浦市国民健康保険に係る一部負担金の減免及び徴収猶予に
関する要綱

平成 3 1 年 1 月 1 日

告示第 1 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。）第 4 4 条第 1 項の規定により、本市が行う国民健康保険に係る一部負担金の減額又は免除（以下「減免」という。）及び徴収の猶予（以下「徴収猶予」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収入月額 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定により保護の要否の判定に用いられる収入の認定額をいう。
- (2) 基準生活費 生活保護法による保護の基準（昭和 3 8 年厚生省告示第 1 5 8 号）に規定する基準生活費をいう。

(対象)

第 3 条 市長は、一部負担金の支払義務を負う世帯主又は世帯に属する者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず生活が困窮することにより一部負担金の支払が困難であると認められ、かつ、世帯主及び当該世帯に属する被保険者の預貯金総額が基準生活費の 3 か月分以下であるときは、当該世帯に属する世帯主の申請により減免又は徴収猶予を行うことができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、若しくは精神若しくは身体に著しい障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) その他前 3 号に掲げる事由に類する事由があったとき。

(認定の基準)

第 4 条 前条に規定する資産及び能力の活用を図ったとは、次の各号のいずれにも該当するものとする。この場合において、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一の世帯員として認定する。

- (1) 当該世帯に現に保有されている資産が生活又は営業上の必需財産であること。
- (2) 当該世帯員のうち労働能力を有する者は、全て働いていること。ただし、その者が働いていないことに真にやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前条の規定による生活の困窮に係る認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 減免 当該世帯の実収入月額が基準生活費に 1 0 0 分の 1 2 0 を乗じて得た額以下であること。
- (2) 徴収猶予 当該世帯の実収入月額が基準生活費に 1 0 0 分の 1 2 0 を乗じて得た額を超え、基準生活費に 1 0 0 分の 1 3 0 を乗じて得た額以下であること。

3 減免の対象となる世帯に属する被保険者の疾病又は負傷に係る一部負担金の取扱いは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 免除 当該世帯の実収入月額が基準生活費の100分の110を乗じて得た額以下であること。

(2) 減額 当該世帯の実収入月額が基準生活費の100分の110を乗じて得た額を超え、100分の120を乗じて得た額以下であること。この場合において、減額の割合は、5割とする。

(期間)

第5条 減免の期間は、申請のあった日の属する月から起算した12月につき3か月を限度とする。ただし、同一の事由により当該期間を超えて減免を行う必要があると市長が認める場合は、申請に基づき3か月を限度として延長することができるものとする。

2 徴収猶予の期間は、申請のあった日の属する月を含めて6か月を限度とする。

(申請)

第6条 減免又は徴収猶予を受けようとする世帯主は、当該世帯員に係る同一の疾病又は負傷ごとに、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 収入状況申告書（別記第2号様式）

(2) 給与証明書（別記第3号様式）

(3) その他資産及び申請理由を証明する資料

(審査)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、減免又は徴収猶予の可否について決定するものとする。

2 市長は、減免又は徴収猶予の可否の判定に当たって必要と認めるときは、法第113条及び第113条の2の規定により、当該申請に係る世帯主（以下「申請者」という。）に対し、文書及び資料の提出を求め、又は質問を行うことができる。

（決定の通知）

第8条 市長は、第6条の規定による申請を承認したときは国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予承認決定通知書（別記第4号様式）により、承認しないときは国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予・不承認決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（証明書）

第9条 市長は、減免又は徴収猶予を承認したときは、申請者に対し、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書（別記第6号様式）（以下「減免等証明書」という。）を交付するものとする。

2 減免等証明書により療養の給付を受けようとする者は、国民健康保険被保険者証に添えて減免等証明書を保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に提示しなければならない。

（変更又は取消し）

第10条 市長は、減免の決定を受けた世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその決定を変更又は取消しの上、減免によりその支払を免れた額の全部又は一部を世帯主に返還させるものとする。

- (1) 資力の回復その他事情等の変化により当該決定をすることが不適当であると認められるとき又は決定内容に変更が生じたとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。
- (3) 承認期間中に国民健康保険の資格を喪失したとき又は世帯変更したとき。

- 2 市長は、徴収猶予の決定を受けた世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を変更又は取消しの上、当該一部負担金の全部又は一部を一括して徴収するものとする。
- (1) 徴収猶予を受けた者の資力等の変化により、徴収猶予を行う必要がなくなったと認められるとき又は決定内容に変更が生じたとき。
 - (2) 一部負担金の納入を不当に免れようとする行為があったと認められるとき。
 - (3) 承認期間中に国民健康保険の資格を喪失したとき又は世帯変更したとき。
- 3 市長は、前2項の規定により減免又は徴収猶予の決定を変更したときは、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予変更通知書（別記第7号様式）により当該世帯主に通知するとともに、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予変更保険医療機関等宛通知書（別記第8号様式）により既に当該減免又は徴収猶予に係る療養の給付を受けた保険医療機関等に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により減免又は徴収猶予の決定を取り消したときは、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消通知書（別記第9号様式）により当該世帯主に通知するとともに、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消保険医療機関等宛通知書（別記第10号様式）により既に当該減免又は徴収猶予に係る療養の給付を受けた保険医療機関等に通知するものとする。

附 則

この告示は、平成31年1月1日から施行する。

別記 第1号様式（第6条関係）

国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書					
被保険者証記号番号		世帯主氏名		療養の給付を受ける 被保険者氏名	世帯主との続柄
申請内容	1 減額（ ）割 2 免 除 3 徴 収 猶 予		期 間	年 月 日から 日間 年 月 日まで	
申請事由	1 災 害 2 病 気 3 事業の廃止又は休止 4 失 業 5 その他（ ）				
世帯の 状 況	氏 名	続柄	年齢	職業（勤務先または学校名）	
		世帯主			
上記のとおり申請します。 年 月 日 (宛先) 勝浦市長 住 所 申請者（世帯主）氏 名 ④ 電 話 （ ）					
医 師 の 意 見	傷 病 名				
	治療見込期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間			
	診療費見込点数	点			
	療養取扱医療 機関等の 所在地及び名称	上記のとおり治療が必要なことを証明します。 年 月 日 所在地 名 称 電 話 （ ）			

第2号様式（第6条関係）

収 入 状 況 申 告 書

年 月 日

(宛先) 勝浦市長

世帯主氏名

印

次のとおり私の世帯の収入状況について申告します。

収 入 状 況	収入の種類		☒ 印してください。 □給与収入 □事業収入 □日雇収入 □仕送り □その他 ※給与収入の方は、下欄の「今月分実収入月額の内訳」は記入不要です。 代わりに給与証明書（第3号様式）を提出してください。			
	収入 月 額	今月分実収入額		前月分実収入額	前々月分実収入額	平均実収入月額
	今月分 実収入 額	収 入 金	売 上 金			
			手 数 料			
			農 家 収 入			
			日 雇 収 入			
			内 職 収 入			
			年 金 ・ 仕 送 り			
		経 費	家賃・地代・その他			
			小 計 ①			
		材 料 費				
		仕 入 代				
		交 通 費				
		税 金 等				
社 会 保 険 料						
家賃・地代・その他						
	小 計 ②					
差 引 ① - ②						
資 産	所 有 地		借 地		貸 付 地	家 屋
	田	m ²	田	m ²	田	m ²
	畑	m ²	畑	m ²	畑	m ²
	林野	m ²	林野	m ²	林野	m ²
	宅地	m ²	宅地	m ²	宅地	m ²
負 債						
住 居	持家・借家・その他 家賃 円／月					

第3号様式（第6条関係）

給 与 証 明 書

年 月 日

住 所

事業所（雇主）

印

次のとおり証明します。

住所		役職名 及び 職務内容		
氏名				
区 分		今月分	前日分	前々日分
勤務（就労）日数		日	日	日
給 与 額	基 本 給	円	円	円
	日 給 （ 日 分 ）	円	円	円
	家族手当（ 人 ）	円	円	円
	住 居 手 当	円	円	円
	手 当	円	円	円
	時 間 外 手 当	円	円	円
	賞 与	円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
	小 計 （ イ ）	円	円	円
控 除 額	所 得 税	円	円	円
	市 県 民 税	円	円	円
	健 康 保 険 料	円	円	円
	厚生年金保険料	円	円	円
	失 業 保 険	円	円	円
	労 働 組 合 費	円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
小 計 （ ロ ）		円	円	円
差引額（イ）－（ロ）		円	円	円

<記入上の注意>

この証明書は、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予の申請のため、世帯主から勝浦市長宛てに収入状況の申告がなされる場合に必要なもの です。

今月（又は見込み）及び前2か月分の期間におけるすべての給与及び源泉徴収について、それぞれの内訳を明らかにして記入してください。

第4号様式（第8条関係）

国民健康保険一部負担金			減 額 免 除 徴収猶予	承 認 決 定 通 知 書
第 号 年 月 日				
様 (被保険者証記号番号：18-)			勝浦市長 印	
年 月 日付けで申請のありました国民健康保険一部負担金（減額・免除・徴収猶予）につきましては、次のとおり承認となりましたので、勝浦市国民健康保険に係る一部負担金の減免及び徴収猶予に関する要綱第8条の規定により通知します。				
減 額 免 除 徴 収 猶 予	割 合	承 認 期 間		
	割	年 月 日から		
		年 月 日まで		
		計 月分		
承認理由				

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日(この通知書を受け取った日)の翌日から起算して3か月以内に、千葉県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます(この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を知った日(裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内に、勝浦市を被告として(訴訟において勝浦市を代表する者は勝浦市長となります。)、決定の取消しの訴えを提起することができます(裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 5 号様式（第 8 条関係）

国民健康保険一部負担金	減 額 免 除 徴収猶予	不承認 決定通知書
-------------	--------------------	-----------

第 年 月 日

様
(被保険者証記号番号： 1 8 -)

勝浦市長

印

年 月 日付けで申請のありました国民健康保険一部負担金（減額・免除・徴収猶予）につきましては、次のとおり不承認となりましたので、勝浦市国民健康保険に係る一部負担金の減免及び徴収猶予に関する要綱第 8 条の規定により通知します。

不承認理由

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日（この通知書を受け取った日）の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます（この決定を知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記 1 の審査請求に対する裁決を知った日（裁決書を受け取った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、勝浦市を被告として（訴訟において勝浦市を代表する者は勝浦市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（裁決を知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 6 号様式（第 9 条関係）

証明書番号 第 号									
国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書									
被保険者 証の記号 番 号	1 8 -	療養の給 付を受け る者	氏 名						
			生年月日		年 月 日				
住 所	勝浦市		世帯主 氏 名				世帯主 と の 続 柄		
傷 病 名					初 診 年月日	年 月 日			
療養取扱医 療機関等の 所在地及び 名 称									
減 額 免 除 徴収猶予	年 月 日から 割合 割 期間 年 月 日まで								
上記のとおり証明します。 年 月 日 勝浦市長 印									
<注意事項> 1 療養の給付を受ける際は、この証明書を事前に当該保険医療機関等に提出してください。 2 保険医療機関等は、この証明書記載の割合に相当する額を次の算式により一部負担金から差引いた金額を徴収してください。 ＜計算式＞ 一部負担金－（一部負担金×上記減額割合）＝徴収すべき金額 3 保険医療機関等は診療報酬を請求するときは診療報酬請求書に、この証明書の写しを添付して請求してください。 4 転出・他保険への加入等により国民健康保険の資格を喪失したときは、喪失日以降この証明書は、無効となります。									

国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予変更通知書

様

先に決定いたしました国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予を次のとおり変更しましたので通知します。

年 月 日

勝浦市長 印

記

被保険者証 記号番号		1 8 -				
療養の給付を 受ける方	氏 名					
	生年月日					
変更事項		期間	年 月 日から 年 月 日まで	割合		
変更理由						

既に交付済の一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書は以後無効となり使用できません。

1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日(この通知書を受け取った日)の翌日から起算して3か月以内に、千葉県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます(この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)。

2 上記1の審査請求に対する裁決を知った日(裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内に、勝浦市を被告として(訴訟において勝浦市を代表する者は勝浦市長となります。)、決定の取消しの訴えを提起することができます(裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予変更保険医療機関等宛通知書

様

先に決定いたしました国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予を次のとおり変更
しましたので通知します。
なお、下記被保険者の一部負担金については、当該割合での徴収をお願いいたします。

年 月 日

勝浦市長 

記

被保険者証 記号番号		1 8 -			
療養の給付を 受ける方	氏 名				
	生年月日				
変更事項		期間	年 月 日から 年 月 日まで	割合	
変更理由					

国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消通知書

様

先に決定いたしました国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予について次のとおり取り消しましたので通知します。

年 月 日

勝浦市長 

記

被保険者証 記号番号		1 8 -				
療養の給付を受ける方	氏 名					
	生年月日					
取消事項		取消 期間	年 月 日から 年 月 日まで	割合		
取消理由						

既に交付済の一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書は以後無効となり使用できません。

1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日（この通知書を受け取った日）の翌日から起算して3か月以内に、千葉県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます（この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。

2 上記1の審査請求に対する裁決を知った日（裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に、勝浦市を被告として（訴訟において勝浦市を代表する者は勝浦市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 1 0 号様式（第 1 0 条関係）

国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消保険医療機関等宛通知書

様

さきに決定いたしました国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予を次のとおり取り消しましたので通知します。

なお、下記被保険者の一部負担金については、本通知書到着日以後、当該被保険者証の表示に従い、徴収してください。

年 月 日

勝浦市長 印

記

被保険者証記号番号		1 8 -					
療養の給付を 受 け る 方	氏 名						
	生年月日						
取消事項		取消 期間	年 年	月 月	日から 日まで	割合	
取消理由							

別記第 1 号様式（第 6 条関係）

第 2 号様式（第 6 条関係）

第 3 号様式（第 6 条関係）

第 4 号様式（第 8 条関係）

第 5 号様式（第 8 条関係）

第 6 号様式（第 9 条関係）

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

第 9 号様式（第 1 0 条関係）

第 1 0 号様式（第 1 0 条関係）